CNG基本単価表(2019年4月改定)

＜別表1＞

年間使用量 (m3(N)/年)	CNG基本単価(円/m3(N)、消費税等込み)	参考:税抜単価(円/m3(N))
1,000未満	115.5	106.95
1,000以上～2,000未満	113.3	104.91
2,000以上～3,000未満	111.2	102.97
3,000以上～4,000未満	109.0	100.93
4,000以上～5,000未満	108.0	100.00
5,000以上～10,000未満	106.9	98.99
10,000以上～15,000未満	105.8	97.97
15,000以上～20,000未満	104.7	96.95
20,000以上～25,000未満	103.7	96.02
25,000以上～30,000未満	102.5	94.91
30,000以上～35,000未満	101.5	93.99
35,000以上～40,000未満	100.4	92.97
40,000以上～45,000未満	99.4	92.04
45,000以上～50,000未満	98.2	90.93
50,000以上～55,000未満	97.2	90.00
55,000以上	96.1	88.99
新規暫定単価	102.5	94.91

※「当月度の直近の四半期のご使用量」とは、4月度～6月度に適用するCNG単価は、1月度～3月度のご使用量、7月度～9月度に適用するCNG単価は、4月度～6月度のご使用量、10月度～12月度に適用するCNG単価は、7月度～9月度のご使用量、1月度～3月度に適用するCNG単価は、前年10月度～12月度のご使用量とする。

①CNG単価設定の詳細については、「大阪ガス株式会社直営天然ガススタンド利用約款」第4条をご参照下さい。
②「CNG基本単価表」のCNG基本単価に、毎月見直される「CNG原料費調整額」を加算したものを、CNG単価とします。
③既存のお客さまのご請求額は、上記②により算定したCNG単価にご使用量を乗じた金額です。

ご請求額(税込)＝(CNG基本単価 (上の料金表記載の単価)±CNG原料費調整額)
×お客さまの集計期間に応じた当月使用量 (円未満切捨て)

④新規お客さまは、契約後初回充填日の属する四半期は単価表の「新規暫定単価」にCNG原料費調整額を加算した単価とし、以降は直近の四半期の充填量を4倍した量に応じた、単価表の基本単価にCNG原料費調整額を加算した単価とします。
⑤「近畿地区共通利用カード」で充填可能な他社経営スタンドで、当社発行カードをご利用いただいた場合、当該スタンドの価格にかかわらず、CNG単価は当社単価が適用されます。また、ご使用量も大阪ガス直営スタンドをご利用いただいた場合と同様に次期基本単価改定の際の直近四半期ご使用量に算入します。請求は全て大阪ガスがいたします。

別添３

ＣＮＧ原料費調整額

（＿＿＿を引いた部分が変更箇所です。）

１．ＣＮＧ原料費調整額

会社の一般ガス供給約款「23. 単位料金の調整」に基づき算定される毎月の従量料金単価調整額（２．に記載の都市ガスの原料費調整制度に基づく調整額）に 1.05 を乗じ、小数点第２位以下を切り捨てたものを、「ＣＮＧ原料費調整額」といたします。

２．会社の都市ガスの原料費調整制度

都市ガスの原料価格は為替レート原油価格の動きにより変動いたします。原料費調整制度は、こうした原料価格の変動を従量料金単価に反映させる仕組みです。調整方法は、以下のとおりです。

①基準となる原料価格（基準平均原料価格）をトンあたり 64,090 円とします。

②従量料金単価調整額（税込）（円/㎥）

＝（平均原料価格(円/トン)＊－基準平均原料価格(円/トン)）÷100×0.081×（1＋消費税率）

＊　平均原料価格＝ＬＮＧ平均価格**×0.9476＋ＬＰＧ平均価格**×0.0569

＊＊貿易統計により算定

（注 1）（平均原料価格(円/ﾄﾝ)＊－基準平均原料価格(円/ﾄﾝ）は 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額

（注 2）従量料金単価調整額（税込）は、
プラス調整時は小数点第三位の端数を切り捨てた小数点第二位までの金額、
マイナス調整時は小数点第三位の端数を切上げた小数点第二位までの金額

③各月の従量料金単価調整額は、右欄の期間の平均原料価格に基づき算定します。

従量料金単価への適用期間	平均原料価格算定期間
１月度ご使用分	前年８月～前年１０月
２月度ご使用分	前年９月～前年１１月
３月度ご使用分	前年１０月～前年１２月
４月度ご使用分	前年１１月～当年１月
５月度ご使用分	前年１２月～当年２月
６月度ご使用分	当年１月～当年３月
７月度ご使用分	当年２月～当年４月
８月度ご使用分	当年３月～当年５月
９月度ご使用分	当年４月～当年６月
１０月度ご使用分	当年５月～当年７月
１１月度ご使用分	当年６月～当年８月
１２月度ご使用分	当年７月～当年９月

大阪ガス株式会社直営天然ガススタンド利用約款　新旧対照表（変更部分抜粋）

約款（旧）	約款（新）	備　　考
第５条（請　求） １）当月度の使用料金は、本条第２項で定める当月使用量（m^3(N)）に、第４条に基づき算定されるＣＮＧ単価を乗じた金額となります。 ２）集計期間内の使用量を当月使用量とします。 ３）集計期間は、 ①当月月初から当月月末 ②前月２１日から当月２０日 ③前月２６日から当月２５日 のいずれかをお客さまに選択いただきます。 ４）会社は、当月度の使用料金の請求を、集計期間の月の翌月末までに行います。	第５条（請　求） １）当月度の使用料金は、本条第２項で定める当月使用量（m^3(N)）に、第４条に基づき算定されるＣＮＧ単価を乗じた金額となります。 ２）集計期間内の使用量を当月使用量とします。 ３）集計期間は、 ①当月月初から当月月末 ②前月２１日から当月２０日 ③前月２６日から当月２５日<u>（２０１９年３月末以前に本契約が成立したもののみ適用）</u> のいずれかをお客さまに選択いただきます。 ４）会社は、当月度の使用料金の請求を、集計期間の月の翌月末までに行います。	追記
第７条（契約解除および期限の利益の喪失） １）お客さまが、以下の各号のいずれかに該当する場合、会社は、催告その他の手続を要せず、直ちに本契約を解除することができます。 ①お客さまが使用料金を支払期日に支払わず、会社からの支払督促があった後も、15 日間当該支払いを行わないとき、またはお客さまが使用料金の支払いを 3 ヶ月連続して支払期日どおりに行わないとき ②他の債務につき仮差押え、仮処分、差押え、もしくは競売の申し立てを受け、または保全差押さえ、もしくは滞納処分を受けたとき ③会社更生、破産、民事再生、特定調停その他法的整理手続の申し立てのあったとき ④諸法令の一に違反し、監督官庁から何らかの処分を受けたとき、またはその警告を受けたとき ⑤自ら振り出した手形または小切手が不渡りになったとき、その他支払い停止状態に陥ったとき	第７条（契約解除および期限の利益の喪失） １）お客さまが、以下の各号のいずれかに該当する場合、会社は、催告その他の手続を要せず、直ちに本契約を解除することができます。 ①お客さまが使用料金を支払期日に支払わず、会社からの支払督促があった後も、15 日間当該支払いを行わないとき、またはお客さまが使用料金の支払いを 3 ヶ月連続して支払期日どおりに行わないとき ②他の債務につき仮差押え、仮処分、差押え、もしくは競売の申し立てを受け、または保全差押さえ、もしくは滞納処分を受けたとき ③会社更生、破産、民事再生、特定調停その他法的整理手続の申し立てのあったとき ④諸法令の一に違反し、監督官庁から何らかの処分を受けたとき、またはその警告を受けたとき ⑤自ら振り出した手形または小切手が不渡りになったとき、その他支払い停止状態に陥ったとき	追記

約款（旧）	約款（新）	備　　考
⑥暴力団を始めとする反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に関して次のいずれかの事実があったとき a 自らとその役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人またはこれらに準ずる顧問等（以下、「役員等」という。）が、反社会的勢力であること b 自らとその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること c 自らとその役員等が、会社との契約に関連する業務の遂行において、反社会的勢力と知りながらその業務の全部または一部を遂行させていること ２）前項各号に該当する事由が生じた場合、お客さまは、会社に対し債務を有するときは、その債務について期限の利益を失い、ただちに会社に対して債務の全額を一時に弁済していただきます。	⑥暴力団を始めとする反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に関して次のいずれかの事実があったとき a 自らとその役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人またはこれらに準ずる顧問等（以下、「役員等」という。）が、反社会的勢力であること b 自らとその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること c 自らとその役員等が、会社との契約に関連する業務の遂行において、反社会的勢力と知りながらその業務の全部または一部を遂行させていること d 自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。 （イ）暴力的な要求行為 （ロ）法的な責任を超えた不当な要求行為 （ハ）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 （ニ）風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 （ホ）その他（イ）～（ニ）に準ずる行為 ２）前項各号に該当する事由が生じた場合、お客さまは、会社に対し債務を有するときは、その債務について期限の利益を失い、ただちに会社に対して債務の全額を一時に弁済していただきます。	
付則 １．本約款は、平成２７年１月度より適用を開始します。 ２．平成２６年１２月度まで実施していた約款を参照して行われた契約の申込は、本約款に継承されるものとします。	付則 １．本約款は、２０１９年４月度より適用を開始します。 ２．２０１９年３月度まで実施していた約款を参照して行われた契約の申込は、本約款に継承されるものとします。	変更 変更

<table>
<tr><th>約款（旧）</th><th>約款（新）</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>別表１（ＣＮＧ基本単価表）
<table>
<tr><th>年間使用量（m3(N)/年）</th><th>CNG基本単価(円/m3(N)、消費税等込み)</th><th>参考：税抜単価(円/m3(N))</th></tr>
<tr><td>1,000未満</td><td>134.6</td><td>124.63</td></tr>
<tr><td>1,000以上～2,000未満</td><td>132.4</td><td>122.60</td></tr>
<tr><td>2,000以上～3,000未満</td><td>130.3</td><td>120.65</td></tr>
<tr><td>3,000以上～4,000未満</td><td>128.1</td><td>118.62</td></tr>
<tr><td>4,000以上～5,000未満</td><td>127.1</td><td>117.69</td></tr>
<tr><td>5,000以上～10,000未満</td><td>126.0</td><td>116.67</td></tr>
<tr><td>10,000以上～15,000未満</td><td>124.9</td><td>115.65</td></tr>
<tr><td>15,000以上～20,000未満</td><td>123.8</td><td>114.63</td></tr>
<tr><td>20,000以上～25,000未満</td><td>122.8</td><td>113.71</td></tr>
<tr><td>25,000以上～30,000未満</td><td>121.6</td><td>112.60</td></tr>
<tr><td>30,000以上～35,000未満</td><td>120.6</td><td>111.67</td></tr>
<tr><td>35,000以上～40,000未満</td><td>119.5</td><td>110.65</td></tr>
<tr><td>40,000以上～45,000未満</td><td>118.5</td><td>109.73</td></tr>
<tr><td>45,000以上～50,000未満</td><td>117.3</td><td>108.62</td></tr>
<tr><td>50,000以上～55,000未満</td><td>116.3</td><td>107.69</td></tr>
<tr><td>55,000以上</td><td>115.2</td><td>106.67</td></tr>
<tr><td>新規暫定単価</td><td>121.6</td><td>112.60</td></tr>
</table>
※「当月度の直近の四半期のご使用量」とは、４月度～６月度に適用するＣＮＧ単価は、１月度～３月度のご使用量、７月度～９月度に適用するＣＮＧ単価は、４月度～６月度のご使用量、１０月度～１２月度に適用するＣＮＧ単価は、７月度～９月度のご使用量、１月度～３月度に適用するＣＮＧ単価は、前年１０月度～１２月度のご使用量とする</td>
<td>別表１（ＣＮＧ基本単価表）
<table>
<tr><th>年間使用量（m3(N)/年）</th><th>CNG基本単価(円/m3(N)、消費税等込み)</th><th>参考：税抜単価(円/m3(N))</th></tr>
<tr><td>1,000未満</td><td>115.5</td><td>106.95</td></tr>
<tr><td>1,000以上～2,000未満</td><td>113.3</td><td>104.91</td></tr>
<tr><td>2,000以上～3,000未満</td><td>111.2</td><td>102.97</td></tr>
<tr><td>3,000以上～4,000未満</td><td>109.0</td><td>100.93</td></tr>
<tr><td>4,000以上～5,000未満</td><td>108.0</td><td>100.00</td></tr>
<tr><td>5,000以上～10,000未満</td><td>106.9</td><td>98.99</td></tr>
<tr><td>10,000以上～15,000未満</td><td>105.8</td><td>97.97</td></tr>
<tr><td>15,000以上～20,000未満</td><td>104.7</td><td>96.95</td></tr>
<tr><td>20,000以上～25,000未満</td><td>103.7</td><td>96.02</td></tr>
<tr><td>25,000以上～30,000未満</td><td>102.5</td><td>94.91</td></tr>
<tr><td>30,000以上～35,000未満</td><td>101.5</td><td>93.99</td></tr>
<tr><td>35,000以上～40,000未満</td><td>100.4</td><td>92.97</td></tr>
<tr><td>40,000以上～45,000未満</td><td>99.4</td><td>92.04</td></tr>
<tr><td>45,000以上～50,000未満</td><td>98.2</td><td>90.93</td></tr>
<tr><td>50,000以上～55,000未満</td><td>97.2</td><td>90.00</td></tr>
<tr><td>55,000以上</td><td>96.1</td><td>88.99</td></tr>
<tr><td>新規暫定単価</td><td>102.5</td><td>94.91</td></tr>
</table>
※「当月度の直近の四半期のご使用量」とは、４月度～６月度に適用するＣＮＧ単価は、１月度～３月度のご使用量、７月度～９月度に適用するＣＮＧ単価は、４月度～６月度のご使用量、１０月度～１２月度に適用するＣＮＧ単価は、７月度～９月度のご使用量、１月度～３月度に適用するＣＮＧ単価は、前年１０月度～１２月度のご使用量とする。</td>
<td>変更</td></tr>
<tr><td>別添３（ＣＮＧ原料費調整額）
基準となる原料価格（基準平均原料価格）をトンあたり 85,050 円とします。
平均原料価格＝ＬＮＧ平均価格×0.9673＋ＬＰＧ平均価格×0.0350</td>
<td>別添３（ＣＮＧ原料費調整額）
基準となる原料価格（基準平均原料価格）をトンあたり <u>64,090 円</u>とします。
平均原料価格＝ＬＮＧ平均価格×<u>0.9476</u>＋ＬＰＧ平均価格×<u>0.0569</u></td>
<td>変更

変更</td></tr>
</table>